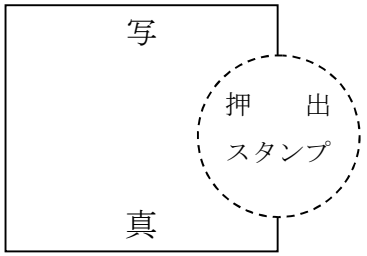
様式第 29(第８条関係)

（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 23 第２項（同法第 61 条の 23 の 20 において準用する場合を含む。）の規定による

身　　分　　証　　明　　書



年　　月　　日生

年　　月　　日交付

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 61 条の 23　原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 61 条の 23 の 20　第 61 条の 17、第 61 条の 18 及び第 61 条の 23 の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第 61 条の 18 中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第 61 条の 23 第１項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第 80 条の２　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第 61 条の 23 第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 80 条の３　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第 61 条の 23 の 20 において準用する第 61 条の 23 第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。